

丹波市まなびの里づくり協議会に関する運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波市まなびの里づくり協議会設置条例（平成28年丹波市条例第8号）第8条の規定に基づき、丹波市まなびの里づくり協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 会議（会議において配布された資料を含む。この条において同じ。）の公開又は全部若しくは一部の非公開は、委員長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に際しては、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）の趣旨に照らし配慮するものとする。

(傍聴に関する事項)

第3条 協議会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(会議録の作成)

第4条 協議会の会議録は、まちづくり部市民活動課において作成する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から施行する。